

13 案内設備・案内所

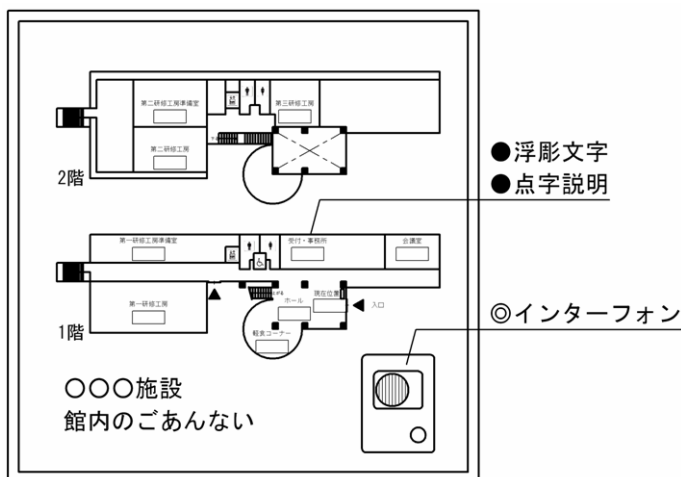
【基本的な考え方】

高齢者や障害者等が支障なく目的場所に到達できるよう、階段、エレベーター、便所、駐車施設等の配置を、誰にも分かりやすい表示方法で示す案内設備又は案内所を設置する必要があります。

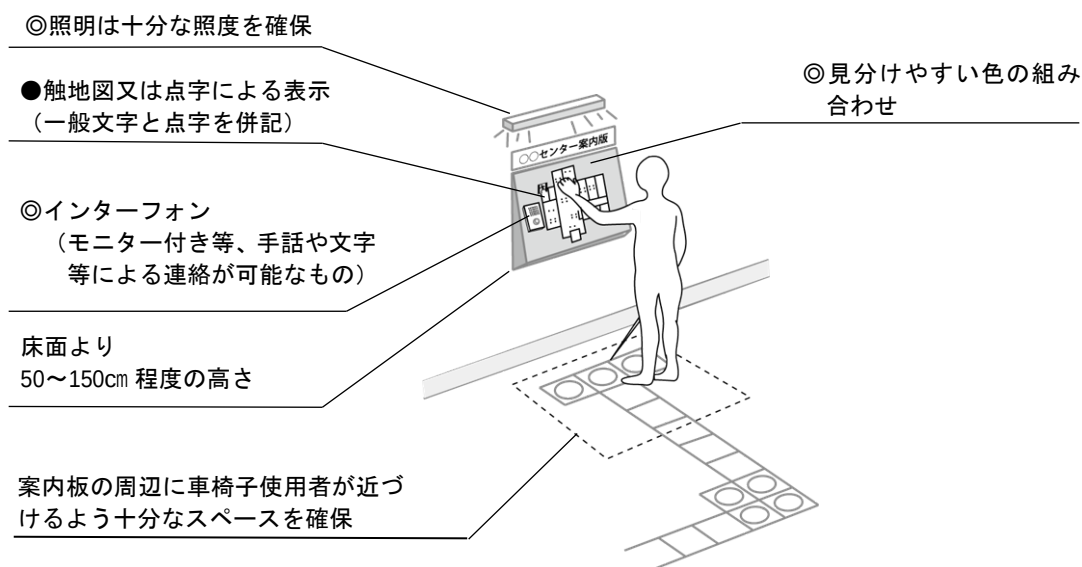
整備基準		規模 限定	備 考
特定施設整備基準（別表第3の第1の13）			
案内設備・案内所の設置	(1) 公益的施設等又はその敷地には、当該公益的施設等又はその敷地内の高齢者等が安全かつ快適に利用できる措置がとられた階段、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置をJIS適合図を用いて表示する案内板その他の設備を設けること。ただし、当該階段、エレベーターその他の昇降機、便所若しくは駐車施設の配置を容易に視認できる場合又は案内所を設ける場合は、この限りでない。		図Ⅲ-13-1 図Ⅲ-13-2
視覚障害者に配慮した案内設備の設置	(2) 公益的施設等又はその敷地には、当該公益的施設等又はその敷地内の高齢者等が安全かつ快適に利用できる措置がとられた階段、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。		図Ⅲ-13-1 図Ⅲ-13-2

推奨事項		備 考
施設整備		
案内設備	案内設備は、整備基準に適合するものとするほか、次に掲げるものとする。	
表示内容	- 同一の施設内の便所に複数の種類や大きさの便房（車椅子利用者利用便房、腰掛式便房、オストメイト用設備を備えた便房、ベビーチェア及びおむつ交換台（ベビーベッド）を備えた便房など）がある場合及び授乳所がある場合には、その配置、便房の大きさや機能を表示するものであること。 - 敷地が広く、複数の建築物がある場合には、敷地内の建築物の配置を表示するものであること。	
仕様	- 色の識別をしにくい者が円滑に利用できるよう、明度、色相、又は彩度の差が大きいことにより、見分けやすい色の組み合わせを用いて表示するものであること。 - 漢字、平仮名、外国語、図記号（ピクトグラム）などを組み合わせて表示するものであること。 - 車椅子使用者に配慮した高さに設けるものであること。 - 屋外に設置する場合には、夜間の利用に配慮し、照明器具を設けるものであること。	図Ⅲ-13-2
視覚障害者に配慮した案内設備	視覚障害者に配慮した案内設備は、整備基準に適合するものとするほか、次に掲げるものとする。	
触知案内板の仕様	触知案内板には、音声案内ボタンと呼出のためのインターフォンを設けるものであること。	図Ⅲ-13-1 図Ⅲ-13-2
聴覚障害者に配慮した案内設備	聴覚障害者に配慮した案内設備は、次に掲げるものとする。	
インターフォンの仕様	インターフォンは、モニター付きとするなど、手話や文字等による連絡が可能なものであること。	図Ⅲ-13-2
文字情報板の設置	施設利用の案内を表示する文字情報板を設けるものであること。	

案内所	案内所を設置する場合には、次に掲げるものとする。	
受付用のカウンター	- 受付用のカウンターを設ける場合には、次に掲げるものであること。 - ア 高さは、70cm から 80cm までであること。 - イ 下部に高さ 65cm 以上であって、かつ、奥行き 45cm 以上の空間を設けるものであること。 - ウ 杖や傘が転がらないよう、周囲に杖や傘を置くためのフックを設けるものであること。	
その他	- 主要な外部出入口の付近に、モニター付きインターフォン又は案内所を設けるものとする。 - 案内所を設ける場合にも、案内板及び触知案内板その他の視覚障害者に配慮した案内設備を設けること。	図Ⅲ-13-1 図Ⅲ-13-2
管理運営		
案内所	- コミュニケーションボード、筆談器又は筆記用具を用意すること。 - 手話による会話や筆談で対応できることを示すため、耳マークを掲示すること。 - 呼出は、聴覚障害者に配慮し、電光掲示板又は振動呼出器を用いて行うこと。	図Ⅲ-13-5 図Ⅲ-13-6 図Ⅲ-13-6
ホームページ等	条例対象外の施設であっても、バリアフリーに関する情報をホームページ等において公表すること。（詳細は、福祉のまちづくり条例規則第12条の2を参照。）	

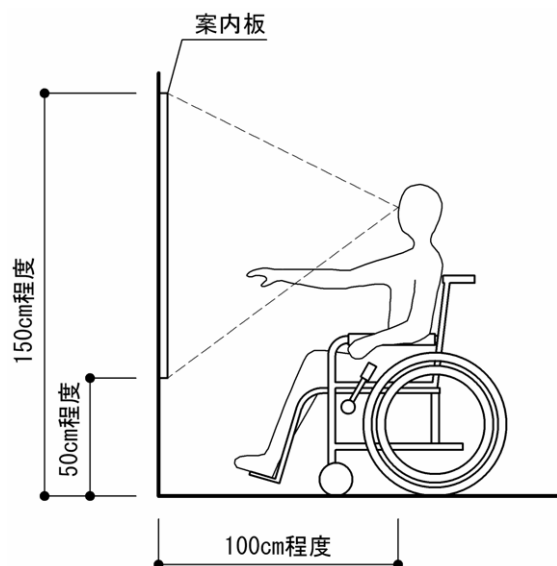


図Ⅲ-13-1 案内板の例

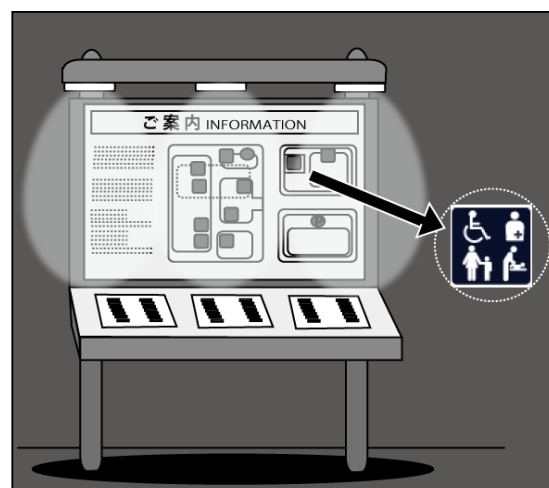


図Ⅲ-13-2 案内板の設置例

- ：整備基準に該当する事項
- ◎：推奨事項



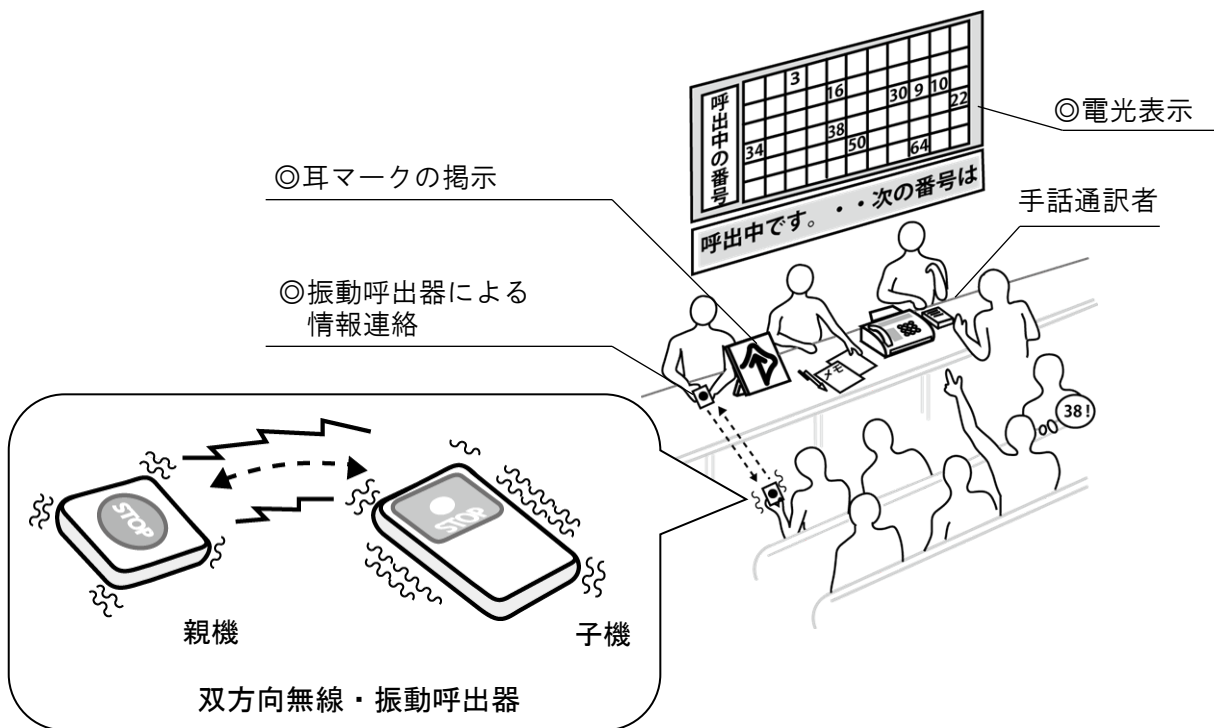
図Ⅲ-13-3 案内板の高さ



図Ⅲ-13-4 屋外に設置する照明器具付案内板



図Ⅲ-13-5 コミュニケーションボードの例



図Ⅲ-13-6 受付カウンター付近の聴覚障害者等に配慮した設備の例
(待合スペースにおける番号表示と呼出システム)

- ：整備基準に該当する事項
- ◎：推奨事項



コラム 小型受発信機を用いた音声案内

音声案内には、常時音声が流れているものの他に、小型受発信機に反応して流れるものがあります。案内所やエレベーター、便所などの館内の主要な設備を案内する音声案内設備に対応した小型受発信機を貸し出すと、視覚障害者が移動しやすくなります。

